

監発第15号
令和2年6月26日

酒田市長 丸山至様

酒田市監査委員 大石 薫

酒田市監査委員 高橋千代夫

財政援助団体等監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第7項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知してくださるようお願いします。

記

1 監査対象及び監査期間

監査対象			監査の期間	監査委員 聴取日
施設等の名称	団体名	所管部局		
悠久の杜温泉施設 悠久の杜直売・食材供給施設 悠久の杜活性化施設	ひらた悠久の杜株式会社	地域創生部 交流観光課 農林水産部 農政課	5月11日～ 6月19日	6月12日

2 監査の範囲

令和元年度の指定管理に係る団体の出納その他の事務の執行状況及び所管部局の事務執行状況。

3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

監査の対象となった出納その他の事務の執行等については、次のとおり指摘すべき点が見受けられたので改善されたい。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意または改善を促したので省略した。

【指摘事項】

施設及び物品等の管理について（地域創生部交流観光課、農林水産部農政課）

指定管理者が管理する施設及び物品等については、酒田市悠々の杜温泉施設、直壳・食材供給施設及び活性化施設の管理に関する包括協定（以下「包括協定」という。）第3条第1項で、酒田市が提示する財産台帳及び物品台帳によると規定されているが、市が提示した備品一覧表は、過去に更新した備品が反映されていないため、備品の管理が適切になされていなかった。また、備品一覧表に備品として記載されているものの、備品シールがないため現物を確認できないものがあった。市は指定管理者が管理すべき物品等を明確にした上で、包括協定に則り適正に管理すること。